

わかりやすい 発注者・受注者間の 建設工事請負ルール

目次

- はじめに
- 建設工事取引の流れについて

本編

●	「建設工事請負契約の締結」に関する8つのルール	3
●	ルール1 (見積条件の明確化と適正な見積期間)	
	見積依頼は、工事内容、工期等の契約内容をできる限り具体的に提示し、受 注予定者が見積りを行うに足りる期間を設けなければならない……………	5
●	ルール2 (書面契約の締結)	
	請負契約の締結・契約変更に当たっては、契約の内容を明示した適正な契約 書を作成し、発注者・受注者の双方が相互に交付しなければならない……………	9
●	ルール (追加工事等に伴う追加・変更契約)	
	2-2 請負工事に関し追加工事等が発生した場合には、着工前に書面による変更契 約を締結しなければならない……………	14
●	ルール (工期変更に伴う変更契約)	
	2-3 請負工事に関し工期が変更となった場合には、着工前に書面による変更契約 を締結しなければならない……………	16
●	ルール3 (不当に低い発注金額の禁止)	
	自己の取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たな い金額で請負契約を締結してはならない……………	18
●	ルール4 (指値発注の禁止)	
	自己の取引上の地位を不当に利用して、指値発注してはならない……………	20
●	ルール5 (不当な使用資材等の購入強制の禁止)	
	請負契約の締結後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、使用資材等又 はこれらの購入先を指定して、受注者の利益を害してはならない……………	22
●	ルール6 (やり直し工事)	
	発注者が費用を全く負担することなく、受注者に対して工事のやり直しを求 めることができるのは、受注者の施工が契約書に明示された内容と異なる場合 又は受注者の施工に瑕疵等がある場合に限られる……………	24
●	ルール7 (支払)	
	発注者は、請負契約に基づく目的物の引渡しを受けた場合、受注者に対し、	

請負契約において決められた請負代金の額を、できるだけ速やかに支払う ことが望ましい	25
ルール (割引困難な手形による支払の禁止)	
7-2 発注者は、請負代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難 と認められる手形により行うことがないようにすることが望ましい	27
ルール8 (関係法令)	
建設業法との関係における独占禁止法や強制加入方式をとっている社会保 険・労働保険についても、建設業法と同様に遵守しなければならない	29
(参考1)	
公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な 方針	31
(参考2)	
公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針	35

資料編

1 ● 関係法令	41
(1) 建設業法 (抜粋)	41
(2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (抜粋)	61
(3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (抜粋)	64
2 ● 適正な契約と履行	67
(1) 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン	67
(2) 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の公表について	93
(3) 民間工事標準請負契約約款	110
(4) 公共工事標準請負契約約款	133
(5) 工事請負契約における設計変更ガイドライン	154
(6) 工事一時中止に係るガイドライン (抄)	166